

紫式部ゆかりの天津周遊促進キャンペーン周知ツール等制作業務
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、紫式部ゆかりの天津周遊促進キャンペーン周知ツール等制作業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 業務名

紫式部ゆかりの天津周遊促進キャンペーン周知ツール等制作業務

(2) 業務内容

別紙紫式部ゆかりの天津周遊促進キャンペーン周知ツール等制作業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

2 予算額

委託料の上限は4,200,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

3 実施形式

公募型

4 スケジュール

令和5年11月7日（火）	公募開始
令和5年11月16日（木）	参加申込に係る書類の提出〆切、質疑受付〆切
令和5年11月21日（火）	質疑に対する回答予定
令和5年11月29日（水）	企画提案に係る書類の提出〆切
令和5年12月4日（月）	プレゼンテーション審査

5 参加資格

本要領別記のとおり

6 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本要領の定めるところに従い、次に掲げる書類を提出すること。

① 参加申込に係る書類

【様式1】参加申込書	1部
【様式2】誓約書	
【様式3】法人等の概要	
会社案内（パンフレット等）	
類似事業実績書（様式は問わない。）	
直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が津市に存する場合に限る。）及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）	
履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）	
【様式4】会社役員名簿	

② 企画提案に係る書類

企画提案書（様式は問わない。）	原本1部 副本6部
見積書（様式は問わない。） ※見積額及びその内訳については、当該業務に係る事業費を必要経費の項目に区分して積算すること。また、消費税及び地方消費税相当額を含む価格及び積算内訳を記載すること。	

(2) 提出期間及び時間

① 参加申込に係る書類

令和5年11月16日（木）17時まで

② 企画提案に係る書類

令和5年11月29日（水）17時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は郵便書留とし、期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

本要領「13 問い合わせ」のとおり

7 質疑・応答

(1) 提出方法

質問書（様式は問わない。）により、電子メールにて提出すること。

メールの件名に「プロポーザル質問. 送信年月日（西暦8桁）. 事業者名」と入力し、質問書を1ファイルにまとめて添付し、送信すること。送信後電話等で送信した旨を提出先に伝えること。

(2) 提出期限

令和5年11月16日（木）17時まで

(3) 提出先

本要領「13 問い合わせ」のとおり

(4) 回答方法

参加申込に係る書類を提出した者全員にメールによる回答

8 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書の内容

仕様書に基づき、以下の項目について作成すること。

- ① 会社概要及び事業実績
- ② 実施体制（進捗報告体制も含め、可能な限り詳細に記載すること。）
- ③ 実施スケジュール
- ④ 仕様書に沿った企画・提案内容
- ⑤ 本業務に係る事業費積算内訳

(2) 様式等

- ① 様式は問わない。文章の補充のために、写真、イラスト、図表等を用いることも可とする。
- ② 様式の規格は A4 サイズとする。
- ③ 提案内容については使用枚数を自由とする。
- ④ 企画提案書は、左止めし、番号順にファイル等に綴じて提出すること。

(3) 記載要領及び留意点

① 事業所名について

原本のみに事業者名を記載し、副本については、提案者の事業所名または商号・屋号、代表者名などの事業者が特定できる事項は記載しないこと。

② 事業の実施体制について

当該事業を実施した場合の実質的な体制並びに事業全体の統括及び委託者との連絡調整を担当する責任者（以下「統括責任者という。」）について記載すること。

③ 業務に係る事業費積算内訳

当該業務に係る事業費を必要経費の項目に区分して積算すること。また積算にあたっては、消費税及び地方消費税相当額を含む価格及び積算内訳を記載すること。

9 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等についてプロポーザル審査委員会が審査する。

(1) 審査方法

プレゼンテーション審査により行う。提案時間は20分以内、質疑応答10分以内とし、提案説明は原則統括責任者を含む本業務に従事する者が行うこととする。

(2) 審査日

令和5年12月4日（月）

応募者が多数の場合は提案時間の短縮や別途審査日を設ける場合がある。

(3) 審査場所

大津市御陵町3番1号 大津市役所別館3階 産業観光部大会議室
詳細な時間及び場所は、企画提案書等を提出した者に対して別途通知する。

(4) 審査基準

別紙紫式部ゆかりの大津周遊促進キャンペーン周知ツール等制作業務プロポーザル審査基準を基本に審査を実施する。

(5) 電子データによる提案説明について

電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ協議会が準備したPC・モニターを利用することができる。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による項数及び構成の変更は妨げない。

1 0 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての者に文書にて通知する。

(2) 通知予定日

令和5年12月6日(水)

1 1 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(4) 協議会が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1 2 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を協議会に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面(様式は任意)により、事務局宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

① 参加資格要件を満たしていない場合

- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑤ 参考見積書の金額が本要領「2 予算額」を超過した場合
- (5) 著作権等の権利
企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、協議会が必要と認める場合には、協議会は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 3 問い合わせ

大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進協議会事務局

（大津市産業観光部観光振興課 担当：門坂）

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

TEL：077-528-2756 Mail：otsu1604@city.otsu.lg.jp

(別記)

参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (2) 市町村税(本店所在地分及び本市分(支店、営業所等が本市に存する場合に限る。))、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (5) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(ア)親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ)(ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(ア)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (7)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。